

(別添2)

審査基準

1 評価方法について

審査委員は、提出された指定申請書等及びヒアリングにより、「事業評価」及び「価格評価」の採点を行います。

2 審査基準について

(1) 事業評価

ア 申請者から提出された書類により、以下の項目について審査を行います。

なお、事業評価の配点は審査委員1人当たり130点とします。

1 市民の平等な利用が確保されること。(指定手続条例第3条第1項)			
審査項目	審査内容	配点	
管理運営方針	・市の方針、施設の設置目的等を的確に理解し、複合施設である特徴に合致した管理運営方針となっているか。	8	16点 (※1)
平等利用の確保	・事業内容に偏りがいないか。 ・利用者の公平な利用への配慮があるか。	4	
個人情報保護等	・施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。	4	
2 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (指定手続条例第3条第2項)			
審査項目	審査内容	配点	
事業計画書の妥当性	・複合施設の特徴を活かし、図書館等との連携を図ることで、施設の効用及び各機能の相乗効果を高めるための提案がされているか。	10	78点 (※1)
	・企画事業の提案内容が、仕様書記載の項目を満たしており、具体的な内容であり効果が明確であるか。	10	
	・利用率向上や利用促進のための具体的な提案があり、実現可能なものとなっているか。 ・広報計画の内容は適切であるか。	10	
	・各コモンズの特徴を有効かつ連動的に活用される計画提案であり、地域住民が利用しやすく、交流が図られる提案がされているか。	10	
地域共創事業の実施方針	・地域共創事業の内容が適切で実施可能な提案がされているか。	10	
カフェコーナーの運営方針	・カフェコーナーの運営は、賑わいが創出される計画となっているか。 ・提供商品や価格設定は適切な計画となっているか。	10	
自主事業	・自主事業の提案内容は、この施設の設置目的の実現に	10	

	寄与するものであるか。		
収支計画の内容、 適格性及び実現の 可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・収入、収支の積算と事業計画との整合性は図られているか。 ・収支計画の実現の可能性はあるか。 ・管理運営に係る経費節減が図られる提案がされているか。 	8	
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。(指定手続条例第3条第3項)			
審査項目	審査内容	配点	
団体の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の設置目的を達成するために必要な管理運営の実績やノウハウがあるか。 ・団体の財務状況は健全かつ、安定しているか。 	8	20点 (※1)
管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の配置数が適切であり、雇用・労働条件等が配慮されているか。 ・業務遂行に際し専門的な知識、技能、経験等を有する職員を配置しているか。 	8	
	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の指導育成・研修体制等により能力の確保が図られているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・危機管理体制及び防災に関する研修・訓練計画は適切か。 	4	
4 公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして市長が別に定める基準(指定手続条例第3条第4項)			
審査項目	審査内容	配点	
地域振興	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した事業の実施や、地域活動への参加等による地域貢献の取組が提案されているか。 ・地元人材の雇用や障がい者等の雇用への取組及び男女共同参画の推進に向けた取組がなされているか。 ・市内事業者の積極的な活用の配慮がなされているか。 	8	16点 (※1)
開館準備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な開館に向けた業務体制等が適切であるか。 	4	
その他提案	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなサービス展開に向けた提案や地域活性化につながる提案等があるか。 	4	

(※1)審査委員一人あたりの配点

イ 事業評価における採点基準

事業評価の項目ごとに審査委員1人当たりの配点を下記の基準で定めた点数で採点します。

なお、事業評価項目のうち1項目でも「E 概要しない(要求水準を満たさない)」となった申請者は、他の合計点数に関わらず指定管理者として不適格と判断し、順位付けを行わないものとします。

採点の基準		配 点		
		4 点	8 点	10 点
A	特に優れている (要求水準を大きく上回る)	4 点	8 点	10 点
B	優れている (要求水準を上回る)	3 点	6 点	8 点
C	普通 (要求水準を満たしている)	2 点	5 点	6 点
D	劣っている (要求水準は満たしているが具体性に欠ける)	1 点	2 点	3 点
E	該当しない (要求水準を満たしていない)	0 点	0 点	0 点

(2) 価格評価及び評価値

ア 価格評価については、申請者の提案価格（税込額）を基に以下の基準により審査を行います。配点は20点です。

1 事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。 (指定手続条例第3条第2項)		
審査項目	審査内容	配点
施設の管理運営に係る経費の内容	以下の演算式により算出する(※1) 最低提案価格(※2, 3) 得点 = $\frac{\text{最低提案価格}}{\text{当該申請者の提案価格}} \times \text{配点}$ 当該申請者の提案価格(※3)	20 点

(※1) 得点は、小数点以下を切上げ、整数で算出する

(※2) 最低提案価格は、提案価格の最も小さい応募者の価格とする

(※3) 最低提案価格、提案価格はそれぞれ5年1か月の合計値で算出する

イ 評価値

審査委員1人当たりの評価値は、事業評価点と価格評価点の合計値により算出し、満点は、150点となります。

原則として、各審査委員の評価値の合計値が最も高い申請者を候補者として選定します。

3 最低制限基準について

審査委員全員が満点をつけた場合の合計得点の60%を最低制限基準とします。

申請者が1者しかいない場合でも、最低制限基準に満たない場合は選定せず、再度募集等を行います。

【最低制限基準】(事業評価の配点+価格評価の配点)の60%